

令和8年度 御前崎港大口集荷継続利用荷主奨励金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御前崎港の利用促進を図ることを目的とし、御前崎港発着のコンテナ船を利用して一定量の貨物の輸出入を行う荷主企業に対し、御前崎港振興会がコンテナ取扱個数（TEU）に応じて支払う奨励金について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する荷主企業（個人経営者を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 国内に事業所を有している荷主企業
- (2) 御前崎港発着のコンテナ船を利用しての年間輸出入貨物数（以下「対象貨物数」という。）が、200TEU以上となる荷主企業。ただし、船荷証券（B/L）1件が1コンテナに満たない小口混載貨物は対象外とする。
- (3) 利用運送業者でない荷主企業
- (4) 暴力団関係団体等でない荷主企業

(助成期間)

第3条 助成期間は、令和8年4月1日から始まり令和9年3月31日に終わるものとする。

(奨励金の金額)

第4条 前条の要件を満たす企業（以下「対象事業者」という。）に対して、当該各号に定める額を予算の範囲内にて奨励金として支払うものとし、1荷主企業につき、助成期間内において30万円を上限とする。「御前崎港輸出入コンテナ航路利用助成事業」との併用は可とする。

- (1) 200TEU以上 30万円

(奨励金の申請及び請求)

第5条 奨励金を受けようとする対象事業者は、輸出入業務を行った海貨業者等を通じ、御前崎港大口集荷継続利用荷主奨励金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、御前崎港振興会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業実績を証する書類
- (2) 御前崎港大口集荷継続利用荷主奨励金請求書（様式第2号）
- (3) その他会長が特に必要と認める書類

2 申請書は、コンテナの対象貨物が前条の数量を満たした時点で速やかに提出するものとする。

(支払決定)

第6条 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を支払うことが適当と認めるときは、御前崎港大口集荷継続利用荷主奨励金支払決定通知書（様

式第 3 号) により通知するとともに奨励金を支払い、不払いの場合は、御前崎港大口集荷継続利用荷主奨励金不払決定通知書 (様式第 4 号) により通知する。

(奨励金の返還)

第 7 条 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により奨励金を受領した者には、当該奨励金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、当事業の運用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年度通常総会にて議決後施行し、改正後の御前崎港大口集荷継続利用荷主奨励金事業実施要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。